

福生福第1060号
令和8年8月25日

建設埼玉

大宮地区本部	執行委員長	小林	佐敏	様
岩槻地区本部	執行委員長	青木	和男	様
与野地区本部	執行委員長	川又	和弥	様
浦和地区本部	執行委員長	磯山	浩造	様

さいたま市長 清水 勇 人



要望書について（回答）

令和8年7月27日付けで御提出のあった要望書につきまして、別添のとおり回答いたします。

【担当】

さいたま市福祉局生活福祉部
福祉総務課 支援係 萩原・諏訪
電話：048-829-1253（直通）
FAX：048-829-1961
E-Mail：fukushi-somu@city.saitama.lg.jp

要望事項

1. 建設国保助成金について

昨今の物価上昇に伴い、建設国保が行っている健診費用等の諸費用が増加しています。

以上のことをご考慮いただき、今後も助成金の継続的な存続と増額を配慮頂きますよう、要望致します。

回 答

本市では、貴組合が行う保健事業の適正な実施の確保を目的として、一人当たり250円の補助を行っているところでございます。

昨今の物価上昇等の影響により、本市の財政状況も依然として大変厳しいことから、増額につきましては非常に困難な状況にありますが、常に危険と隣り合わせにある建設現場等で働く組合員の皆様の健康を守るという本制度の役割は、非常に重要であると認識しております。つきましては、現在の補助制度を今後も安定的に維持していくことで、貴組合の事業推進に寄与できるよう、本制度の運営に努めてまいります。

所管課

福祉局 生活福祉部 福祉総務課

電話番号 048-829-1253

要望事項

2. 労働災害対策事業について

建設埼玉では安全講習会等を実施し、労働安全衛生に対する意識向上と労災事故防止に努めております。アスベスト対策では、アスベスト疾患の早期発見と早期治療、労災申請の促進に取り組み、専門医によるレントゲン再読影や2次診療を行っております。このような労働災害対策事業への助成金制度の創設を要望致します。

回 答

貴組合におかれましては、アスベスト疾患の早期発見及び早期治療、並びに労災申請の促進等に取り組まれており、本市としましても、労働災害対策の重要性については十分認識しているところでございます。一方で、近年の物価高騰等に伴う財政需要の増加を踏まえ、本市では持続可能で規律ある財政運営に努めております。こうした中で、新たな助成金制度の創設は難しい状況にありますことから、本市としましては、埼玉県建設国民健康保険組合補助金による支援に引き続き努めてまいります。

所管課

保健衛生局 保健所 健康支援課

電話番号 048-840-2219

要望事項

3. 公契約条例・賃金水準把握について

公契約の下で働く人の適正な労働条件の確保及び良質な公共サービスがはかられるために、公契約条例の制定を要望致します。

回 答

公契約条例につきましては、昨年度、契約管理部を中心とした庁内研究会を設置し、先行して導入した自治体の公契約条例の内容などについて調査を行ってまいりました。

現在は、事業者団体、それから、労働者団体へ公契約条例についてのアンケートを行うとともに、各団体と個別の意見交換を実施しているところです。

その中で、労働者団体からは、賃金条項型の条例制定を希望する御意見をいただいておりますが、事業者団体からは、事務負担の増大や下請事業者の労働報酬に係る受注者の連帯責任の取扱いへの懸念などから、条例制定には慎重であるべきとの御意見もいただいているところです。

条例の制定に向けましては、労働者団体と事業者団体の間で合意形成を進めていく必要があると考えています。

このため、今年度、学識経験者、労働者団体、事業者団体で構成される検討会議を立ち上げて、当該会議の中で他市の条例についてもしっかりと情報共有をしつつ、関係者の意見を丁寧に向いながら、条例制定に向けた調整を進めてまいりたいと考えています。

また、現場労働者に支払われる賃金については、令和7年12月2日に中央建設業審議会が「労務費に関する基準」を作成し、その実施を勧告したところです。

しかしながら、個々の労働者の賃金水準を発注者が把握・確認する具体的な手法については、現時点において国から示されていません。このため、本市としては、国による実効性確保策の動向を注視しながら、適切な対応について引き続き検討してまいります。

所管課	財政局 契約管理部 契約課 電話番号 048-829-1179
	建設局 技術管理課 電話番号 048-829-1515

要望事項

4. リフォーム助成制度について

建築資材やエネルギーの価格上昇により建築費は高騰を続けています。

施主の負担軽減・循環型の地域経済活性化につながるよう、地元業者を受注・施工の要件にした住宅リフォーム助成制度の創設を要望致します。

回 答

建築資材やエネルギー価格の高騰などにより、市内事業者を取り巻く経営環境は厳しさを増しているものと認識しております。

本市では、さいたま市産業創造財団によるオーダーメイド型の伴走支援をはじめ、経営相談、専門家派遣、資金融資等の支援を実施するとともに、中東情勢等の影響を踏まえた特別相談窓口を設置し、事業者への支援体制の充実に取り組んでいるところです。

今後も、国・県及び関係機関と連携しながら、市内事業者の経営基盤の強化と地域経済の活性化に向けた支援に努めてまいります。

また、住宅リフォームに係る助成制度は、市民の居住環境の向上・充実を図るため、「震災に強いまちづくり推進のための耐震改修等に係る補助」、「高齢者や障害者を対象としたバリアフリー化への補助」、「環境への配慮を目的とした設備設置への補助」など、政策目的を明確にした助成を実施しております。

本市といたしましては、国が実施している住宅の省エネ改修等を支援する「住宅省エネ 2026 キャンペーン」など、市以外の実施主体による住宅リフォームに係る助成制度もあることから、これらの制度を市ホームページに情報を集約し市民の方々が十分に活用できるよう取り組んでおります。

今後も市民の方が利用できるよう情報収集と発信を行うとともに、政策目的に沿った住宅リフォームに対して、重点的に支援を継続していきたいと考えております。

所管課	経済局 商工観光部 企業成長推進課 電話番号 048-829-1362
	建設局 建築行政部 住宅政策課 電話番号 048-829-1520

要望事項

５．労働環境改善、熱中症予防対策のための保護具等購入に対する助成制度の創設について

全国の過去５年間における熱中症業種別死傷者数では、建設業が約２０％を占めさらに死亡者数では、建設業が突出して多いのが現状です。

さいたま市内の事業所等の労働環境改善支援、熱中症予防対策のため、空調服や冷却ベストなど保護具等の購入に対する助成制度の創設を要望致します。

回 答

近年の猛暑により、建設業をはじめとする屋外作業等における熱中症対策は、労働者の安全確保の観点から重要な課題であると認識しております。

本市では、事業者等における熱中症対策の促進を図るため、市ホームページにおいて、令和７年６月１日施行の労働安全衛生規則の改正内容や、職場における熱中症対策に関する情報を周知するとともに、厚生労働省が提供する熱中症予防に関する情報サイトや、各種の国の支援制度についても案内しております。

さらに、本市が発行する「働く人の支援ガイド」においても、労働関係法令や制度の基礎知識に加え、「知っておきたい最近のトピックス」として労働安全衛生規則の改正内容などを掲載し、周知に努めております。

ご要望の保護具等の購入に対する助成制度につきましては、その趣旨は理解するところでございますが、新たな補助制度の創設に当たっては、対象範囲や事業効果、他業種との公平性、継続的な財源の確保などの課題があります。

このため、現時点において市独自の助成制度を創設する予定はございません。

なお、現在、熱中症対策機器等に対する補助については、国の「エイジフレンドリー補助金」において６０歳以上の高年齢労働者を対象として実施されていますが、熱中症による休業４日以上死傷者の７割以上が６０歳未満であることなどを踏まえ、対象年齢の制限の見直し等について検討が必要であるとされているものと承知しております。

本市といたしましても、国の制度動向を注視しながら、法改正や国の支援制度等に関する情報提供及び周知・啓発を通じて、事業者における熱中症予防対策の促進に努めてまいります。

所管課

経済局 商工観光部 労働政策課

電話番号 ０４８－８２９－１３７０